

# 災害時ペット同行・同伴避難ガイドライン

令和6年12月

日出町

## 目次

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | はじめに.....            | 1 |
| 2 | 日頃からの備え.....         | 2 |
|   | • 避難場所の検討.....       | 2 |
|   | • 動物の管理としつけ .....    | 2 |
|   | • 防災用品の準備必要なもの.....  | 3 |
| 3 | 災害発生時からの対応.....      | 4 |
| 4 | 避難所でのペットの受け入れ条件..... | 5 |
| 5 | 避難所での受け入れ.....       | 6 |
| 6 | 避難所での注意点.....        | 7 |

# 1 はじめに

## 本ガイドラインの位置づけ

令和 6 年8月に発生した台風10号をはじめ、近年、多発している記録的な大雨等激甚化する災害により各地に甚大な被害をもたらしています。

本町においても、倒木や土砂崩れの危険性が高まったことにより、多くの町民が安全な場所に避難を行いました。

その一方で、ペットがいるとの理由により避難を行わなかった町民もいました。

本ガイドラインは、町民の安全や公衆衛生上の生活環境の悪化防止及び「生命あるものを大切にする」という視点に立ち、避難所にペットを連れて避難することが可能であることを周知するとともにペットを連れて避難するために、飼い主が普段から備え・取り組みを進める上での心構えとして作成しました。

### ※同行避難と同伴避難と同室避難の違い

『同行避難』とは

災害発生時に、飼い主がペットを連れて一緒に避難場所まで避難することです。

『同伴避難』とは

飼い主とペットが同じ場所で避難生活することです。同室で過ごせるとは限らず、生活場所は異なる場合が多いです。

『同室避難』とは

飼い主とペットが同じ室内で一緒に生活することです。

「同行避難」が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。（「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月内閣府）より）

## 2 日頃からの備え

### (1) 避難場所の検討

災害時に慌てないために、避難場所や避難経路の確認をしましょう。

避難場所によっては、ペットの過ごし方が変わりますので平時から確認しましょう。

主な避難場所

- 安全な親戚や友人宅への避難
- 車中泊避難
- 避難所（原則、飼い主とペットは離れて過ごしていただくことになります）
- ペットを受け入れる施設（ペットホテル等）への避難
- 在宅避難（自宅が安全な場合）

### (2) 動物の管理としつけ

避難所は普段と違う環境のため、人に限らずペットにも大きなストレスがかかります。避難者もペットも過ごしやすい環境を整備することが大切です。

#### ①身元表示

災害時、ペットが逃げ出してしまい、飼い主と離れ離れになる可能性もあります。飼い主がわかるように身元の表示をしましょう。

※犬については、狂犬病予防法にて鑑札及び注射済票の装着が義務付けられています。

#### ②健康管理

避難所では、多くのペットが集まることが想定されるため、自分のペットが他の動物と一緒に過ごすことになります。ペットの健康を守るために体を清潔に保ち、ワクチン接種や寄生虫の駆除等を行い健康管理に努めましょう。

#### ③しつけ

安全かつ迅速に避難するため、また、避難所において周囲に迷惑をかけないように普段からしつけを行い、飼い主がコントロールできるようにしましょう。

#### ●普段から出来るしつけ（例）

〈 犬・猫 〉

- 待て、お座り、伏せなどのしつけ
- ケージ等の中で過ごす練習
- 決められた場所での排泄練習                      等

※ 犬猫以外のペットについても上記に準じて、動物の特性を踏まえた健康管理やしつけを行ってください。

### (3) 防災用品の準備

避難所では、ペットに対する準備は基本的に飼い主の責任です。最低でも5日分、できれば7日分を目安にご自分のペットに必要な物資を備蓄しておきましょう。

#### ●必要な物資の例

〈優先順位1〉… 動物の健康や命に係わるもの

- ☐ 療法食、薬
  - ☐ 5日分以上のフード、水（できれば7日分以上）
  - ☐ キャリーバッグやケージ
  - ☐ 予備の首輪、リード（伸縮性のないもの）
  - ☐ ペットシート
  - ☐ 排泄物の処理用具
  - ☐ トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済み猫砂の一部）
  - ☐ 食器
- など

〈優先順位2〉… 飼い主・ペットの情報

- ☐ 飼い主の連絡先
  - ☐ ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
  - ☐ ペットの写真
  - ☐ ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院など情報
- など

〈優先順位3〉 ペット用品

- ☐ タオル、ブラシ
  - ☐ ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能）
  - ☐ ビニール袋（排泄物の処理など他用途に利用可能）
  - ☐ お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
  - ☐ 洗濯ネット（猫の場合は屋外診療・保護の際に有用）
  - ☐ ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作りなど多用途に使用可能）
- など

参照：「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省）

※ペットの種類によっては、必要なものは変わります。自分のペットにあったもの準備しましょう。

### 3 災害発生時からの対応

#### 災害の発生

##### 自分自身の 完全確保

- ・まずは、自分の安全を確保しましょう。ペットを守るためには飼い主が無事であることが大切です。

##### ペットの 安全の確保

- ・災害が発生すると、ペットもパニックになり普段と異なる行動をする恐れがあります。けがに注意しペットを落ち着かせましょう。

##### 避難の 用意

- ・避難所で必要なものを持ち出す。二次被害を防止するために可能であれば、ガス栓の元栓や電気のブレーカーを落としましょう。
- ・【犬の場合】  
リードをつけて、首輪が緩んでないか確認しましょう。  
小型犬などはリードを付け、ペット用キャリーバック等に入れるとよいでしょう。
- ・【猫の場合】 ペット用のキャリーバッグやケージに入れましょう。
- ・ペットの種類や大きさによって変わりますので、動物の特性に合った避難の用意をしましょう。

##### 避難先 まで移動

- ・災害時は人も動物も興奮状態にあり、普段とは違う行動をとることも考えられますので逃げられないようにしっかりペットを管理しましょう。

## 4 避難所でのペットの受け入れ条件（同伴避難）

ペットのうち、犬、猫及び小動物で、飼い主の責任において飼育できるものとし、以下の条件を満たすもの。

- 環境省で定める特定動物（危険な動物）や、爬虫類や魚類などのヒーターやエアーポンプなど付帯設備を必要とする動物ではないこと。
- ケージや容器を持参し、その中で生活ができること。または、ケージや容器の中に入らないペットについては、決められた場所においてリードで係留できること。
- ペット用のフード、水、トイレ用品等の生活用品を準備していること。
- 飼い主が制御することができるペット。

## 5 避難所での受け入れ

日出町のすべての指定避難所でペット同伴避難の受け入れを行っています。開設されている避難所を確認し、ケージ等必要なもの（P3参照）を持って避難してください。ただし、日出町では飼い主と一緒にいる場所には避難所はありません。ペットは指定されたスペースに連れて行くこととなります。

日出中央公民館のみ屋内の一部屋を確保しています。他の避難所は屋外又は軒下となります。

避難所では、避難者の状況等を把握するため受付を行います。ペット同伴避難の旨をお伝えください。

避難所内の基本ルールをよく読み、受け取ったペット名札をケージ等につけて指定スペースに連れて行ってください。その後、ご本人も避難場所に移動ください。

※指定スペースの場所は、避難所の建物被害、避難者数により変わることもありますので、受付の指示に従ってください。

### ※身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）について

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬を言います。

身体障害者補助犬は、本ガイドラインが対象としているペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められています（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言います。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れる必要があります。

参照：「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省）

## 6 避難所での注意点

### （１）周りの避難者への配慮

避難所には、動物の好きな人や嫌いな人、動物アレルギーがある人、高齢者から幼い子供など様々な人が避難してきます。普段と違う避難所生活では、ペットに関するトラブル（鳴き声、咬みつきの事故、脱走等）が発生することが考えられます。

避難所では、ペットの世話や食料の確保、飼養場所の管理及びペットに関するトラブルの解決はすべて飼い主の責任で行うことになります。

このため飼い主は衛生上の管理はもちろん、飼い主同士で周囲に配慮したルールを作り、助け合うことが重要です。

### （２）ペットの健康管理

災害時は人もペットも大きなストレスを感じることから、免疫力が低下し、体調を崩し発病しやすくなります。そのため、ペットの排泄などは決められた場所で行い、衛生環境の維持に努めましょう。

飼い主は、ペットの体調にも気を配りつつ、病気にならないように注意しましょう。

## 車中泊避難ではエコノミークラス症候群と熱中症に気を付けましょう

家用車の車内のように狭い空間で長時間じっとしていると、足の血流が滞り、小さな血の塊ができ、その塊が肺などで詰まるエコノミークラス症候群になる危険性があります。そのため、定期的に運動することや水分をこまめにとり、血のめぐりをよくすることが大切です。

また、熱中症にも注意して喚起や水分補給を十分に行いましょう。気温が高くない日でも、車内は高温になる場合があります。ペットだけを車内に残すときは、車内温度に注意し、水分を多めに準備しましょう。

## 災害時ペット同行・同伴避難ガイドライン

発 行 令和6年12月

発行者 日出町 総務課 危機管理室

(電話) 0977-73-3150

日出町 住民生活課 生活衛生係

(電話) 0977-73-3128

住 所 〒879-1592

速見郡日出町 2974 番地 1